

# 雇用関係助成金一覧

## A. 雇用維持関係の助成金

〈助成の対象となる措置〉

〈ページ〉

1	雇用調整助成金		休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する	14
---	---------	--	---------------------------	----

## B. 再就職支援関係の助成金

〈助成の対象となる措置〉

〈ページ〉

2	労働移動支援助成金	I	再就職支援コース	離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	21
		II	早期雇入れ支援コース	離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	29

## C. 転職・再就職拡大支援関係の助成金

〈助成の対象となる措置〉

3	中途採用等支援助成金	I	中途採用拡大コース	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大する	35
		II	UIターンコース	東京圏からの移住者を雇い入れる	41
		III	生涯現役起業支援コース	起業により中高年齢者等を雇い入れる	45

## D. 雇入れ関係の助成金

〈助成の対象となる措置〉

〈ページ〉

4	特定求職者雇用開発助成金 ☆	I	特定就職困難者コース	高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	53
		II	生涯現役コース	65歳以上の高齢者を雇い入れる	59
		III	被災者雇用開発コース	震災により離職した求職者を雇い入れる	63
		IV	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者または難治性疾患患者を雇い入れる	67
		V	三年以内既卒者等採用定着コース	学校等の既卒者・中退者又は高校中退者を、求人申し込み等により新たに雇い入れる	74
		VI	障害者初回雇用コース	障害者を初めて雇い入れる	78
		VII	安定雇用実現コース	十分なキャリア形成がなされず、正規雇用で就くことが困難な者を雇い入れる	81
		VIII	生活保護受給者等雇用開発コース	自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	85
5	トライアル雇用助成金	I	一般トライアルコース	安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	92
		II	障害者トライアルコース	障害者を試行的・段階的に雇い入れる	98
		III	障害者短時間トライアルコース	短時間労働の精神障害者・発達障害者を試行的・段階的に雇い入れる	98
		IV	若年・女性建設労働者トライアルコース	建設業の中小事業主が若年者または女性を建設技能労働者等として試行雇用する	105
6	地域雇用開発助成金	I	地域雇用開発コース	雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して労働者を雇い入れる	108
		II	沖縄若年者雇用促進コース	沖縄県内で事業所を設置整備して35歳未満の若年者を雇い入れる	119

## E. 雇用環境整備等関係の助成金

〈助成の対象となる措置〉

〈ページ〉

7	障害者雇用安定助成金	I	障害者職場定着支援コース	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる	125
		II	障害者職場適応援助コース	職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する	138
8	障害者作業施設設置等助成金★			障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	147
9	障害者福祉施設設置等助成金★			障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	150
10	障害者介助等助成金★			障害者の雇用管理のために必要な介助者等を配置または委嘱する	152
11	重度障害者等通勤対策助成金★			障害者の通勤を容易にするための措置を実施する	158
12	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★			重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する	165
13	人材確保等支援助成金	I	雇用管理制度助成コース	評価・処遇制度や研修制度を整備する	167
		II	介護福祉機器助成コース	介護労働者のために介護福祉機器の導入を行う	172
		III	介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	介護・保育労働者のために賃金制度の整備を行う	177
		IV	中小企業団体助成コース	中小企業者のために人材確保や労働者の職場定着を支援する事業を行う	182
		V	人事評価改善等助成コース	人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ、離職率を低下させる	184

		VI 設備改善等支援コース	設備等を導入することにより、雇用管理改善(賃金アップ等)と生産性向上を図る	190
		VII 働き方改革支援コース	中小企業が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る	198
		VIII 雇用管理制度助成コース(建設分野)	建設業の中小事業主が雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職を実施する	203
		IX 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)	建設業の事業主または事業主団体が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	205
		X 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)	建設業の中小事業主が被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借する	209
14	通年雇用助成金		季節労働者を通年雇用する	211
15	65歳超雇用推進助成金※	I 65歳超継続雇用促進コース	65歳以上への定年引上げ等を実施する	216
		II 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース	高年齢者の雇用管理制度を整備する	219
		III 高年齢者無期雇用転換コース	無期雇用への転換を実施する	222
16	キャリアアップ助成金	I 正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用等へ転換または直接雇用する	225
		II 賃金規定等改定コース	有期契約労働者等の賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施する	230
		III 健康診断制度コース	有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を導入する	233
		IV 賃金規定等共通化コース	正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する	236
		V 諸手当制度共通化コース	正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する	239
		VI 選択的適用拡大導入時処遇改善コース	500人以下の企業で社会保険の適用拡大を実施し、短時間労働者を新たに社会保険に加入させると同時に賃金引上げを実施する	242
		VII 短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させる	245

## F. 両立支援等関係の助成金

〈助成の対象となる措置〉

〈ページ〉

17	両立支援等助成金	I 出生時両立支援コース	男性労働者が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場環境整備を行い、男性に育児休業等取得させる	248
		II 介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立支援に関する取組を行い、介護休業や介護両立支援制度を利用させる	252
		III 育児休業等支援コース	育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる、育児休業代替要員を確保する、保育サービス費用補助制度等を導入し、利用させる	258
		IV 再雇用者評価処遇コース	育児・介護を理由とした退職者の復職支援の取組を行い、希望者を再雇用する	264
		V 女性活躍加速化コース	労働者数300人以下の中小企業が女性活躍推進のための行動計画に基づいた取組目標又は数値目標を達成する	268
		VI 事業所内保育施設コース	事業所内保育施設を設置・運営・増築する	274

## G. 人材開発関係の助成金

〈助成の対象となる措置〉

〈ページ〉

18	人材開発支援助成金	I 特定訓練コース	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練、若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資する訓練など、効果が高い10時間以上の訓練を行う	275
		II 一般訓練コース	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練を行う	282
		III 教育訓練休暇付与コース	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を利用して自発的に訓練を受ける	285
		IV 特別育成訓練コース	有期契約労働者等に対して職業訓練(一般職業訓練、有期実習型訓練、中小企業等担い手育成訓練)を行う	289
		V 建設労働者認定訓練コース	建設業の中小事業主または中小事業主団体が認定訓練を実施または建設労働者に受講させる	295
		VI 建設労働者技能実習コース	建設業の事業主または事業主団体が建設労働者に技能実習を受講させる	297
		VII 障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を行う	300
19	職場適応訓練費		事業所での作業環境へ適応させるための訓練を行う	307

(注1) お問い合わせ先は、都道府県労働局(一部ハローワークでも受け付けるものがあります)。ただし、※印が付されたものは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課等です。

(注2) 助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。ただし、★が付されたものは障害者雇用納付金制度、☆が付されたものは、財源の一部が一般会計です。

(注3) 本パンフレットの内容は令和元年7月1日現在のものです。